

## 伊万里市都市公園の里親制度（アダプトシステム）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、伊万里市都市公園等の施設等（以下「公園施設」という。）の環境美化、保全等のため、市民、事業者又は団体（以下「市民等」という。）が、ボランティアとして公園施設の里親となって、環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、市民等と市との協働による、豊かで美しい快適なまちづくりのため地域活動を推進することを目的とする。

### （届出）

第2条 公園施設の里親になろうとする市民等は、自ら公園施設の活動区域を定め、里親届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### （合意書の交換）

第3条 市長は、前条の届出があった場合は内容を審査し、適切であると認められるときは、市民等と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

### （合意の解除）

第4条 市民等は、里親を辞退する場合は、里親辞退届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、里親が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による合意を解除することができる。この場合において、市長は、合意解除通知書（様式第4号）により当該里親に通知するものとする。

- (1) 第5条に規定する役割を果たさないとき。
- (2) 里親としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合意を存続させることが適当でないと市長が認めるとき。

### （里親の役割）

第5条 里親が行う公園施設の環境美化活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 活動区域内の植栽、防草等
- (3) 公園施設の破損、樹木の損傷等に係る情報の提供
- (4) その他公園施設の環境美化に必要な活動

(市の役割)

第6条 市長は、里親の活動に対し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品、用具等の支給又は貸与
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 里親名を記した看板（アダプトサイン）の設置（5人以上で希望された場合）
- (4) その他活動に必要な事項

(表彰)

第7条 市長は、公園施設の環境美化活動が特に優れていると認められる場合は、当該里親を表彰することができる。

(庶務)

第8条 アダプトシステムの庶務は、建設部都市開発課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成17年6月1日告示第59号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年8月1日告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行する。